

# ローエイシア ニュースレター

No.30 (2014年8月)

日本ローエイシア友好協会

## 札幌会議からバンコク年次大会へ



ローエイシア会長  
鈴木 五十三

札幌で行われたローエイシア第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議は、札幌弁護士会を中心とした若い弁護士の熱意と日本ローエイシア友好協会家族法部会の日々の活動に支えられて成功に導かれた。皆様のご尽力に心から感謝申し上げたい。そして、これをバネに、10月3日から6日までタイ、バンコクで開催される第27回ローエイシア年次大会への参加を求めたい。本年次大会は、「ローエイシアの最前線」という見地から、家族、ビジネス、ADR、人権、刑事司法などの分野にわたって、アジア・太平洋地域における今日的で多彩なテーマを対象にした報告と議論の場であるとともに、様々な分野での法律家との相互交流の機会も提供する。特に、今大会は、北朝鮮の人権状況を取り巻くアジア地域での人権・汚職などタイ弁護士会の関心を強く反映したセッションも予定されている。

軍事政権の下での年次大会の開催は法の支配の実現という立場にそぐわないのではないかと意見もあった。しかし、ローエイシアは、法律家の独立とその伸長を目指していること、タイ弁護士会（タイローソサエティー）が開催の支援を表明していることなどから、タイ弁護士の活動に奉仕すると考えこれを行うことになった。

タイは、日本の法律家にとっても大切に重要な国である。アセアンのなかで最大の産業集中地として、大企業から、SMEといわれる中小の日本企業まで、タイ現地での事業活動に伴う法的アドバイスの需要が高まっている。また、タイを舞台にした日本人あるいは日本を舞台にしたタイ人に関する家族・人権など個人・公益分野での法的対応も求められていることは、日々の新聞報道などで容易に知ることができる。

国際的な交流の場をもちそこでの活動を通じて自分のプラクティスを広げていくステップは、ある程度確立されている。①関心あるテーマについて、各国弁護士達との交流と研究会への参加、②スピーチ・意見発表を経て、共通テーマに関するリーガルコミュニティーへの帰属、③コミュニティーをステップにしての実務への関与という、大凡な道筋である。実務には、プライベートプラクティスから、国際機関などでのパブリックプラクティスまで広汎な活動を想定することができる。今回の札幌大会が成功とされることの一つには、参加者が、参加、帰属、実務という見地からそれぞれの意義を見出したことにあると思う。

そして、年次大会への参加と、ローエイシア家族法セクションの活動の積極活用も、この道筋の一つであると信じている。家族法セクションでの活動では、札幌のような二年おきの家族法会議と毎年の年次大会への参加とともに、セクション会員相互の交流を通じて国際会議参加や実務案件などの共有の機会も得られる。

ローエイシアにとっての家族・人権・公益と並ぶもう一つの軸は、ビジネス法である。現在、ローエイシアでのビジネス法セクションでの活動と呼応して友好協会でのビジネス法部会の活動に向けて準備が進行中である。関心と熱意のある若い法律家の積極的参加をお待ちするとともに、バンコク大会での様々なビジネス法関連プログラムへの参加も期待したい。

会場となるホテルのテラスは、アユタヤへとつづく悠久のチャオプラヤ川を見下ろしている。川風に吹かれながら、世界三大スープの1つである、スパイスのきいたトムヤムクンも味わっていただければと思う。

## ローエシヤ札幌会議 挨拶



日本ローエシヤ友好協会副会長  
元ローエシヤ会長

小 杉 丈 夫

第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議の開会にあたり、大会組織委員長として御挨拶することを光栄に思います。

アジア・太平洋地域では、近年の目ざましい経済発展に伴い、大きな社会変動が進行しています。農村から都市への人口移動、核家族化、グローバルな人の往来は、伝統的な家族と社会の形態を変え、その中で行われてきた家族問題の調整や紛争解決のメカニズムが十分に機能しなくなっております。中でも、子どもの権利をいかに保護していくかが大きな問題となっております。

子どもの引渡しに関するハーグ条約は、国境を越えた司法の調整、協力の必要性という、新しい課題をつきつけています。

そのような状況の中で、アジア・太平洋地域を中心に、世界からこの分野の専門家が一堂に会して、我々が直面する問題をいかに解決していくか話し合い、議論を深め、改善の方向を探ることは極めて重要です。

このシンポジウムが、そのような目的のための一つのステップになることを期待しています。

この札幌の地は、日本とアジアにおける家族法と子どもの保護の発展のため、多大の貢献をされ、尽力された故野田愛子氏が、1985年1月、女性として初めて高裁長官に任命され勤務された地であります。その意味でも、札幌における会議の開催は大変意義

深いものだと思っています。

このシンポジウムの実現のためにご尽力いただいたすべての方々、特に、札幌弁護士会、札幌市ほか地元の関係者の方々にお礼を申し上げたいと思います。

最後に、一言個人的なことに触れることをお許し下さい。

私は、今から40年前の1972年から2年間、北海道東部の釧路地方・家庭裁判所に裁判官として勤務しておりました。月1回、根室標津の家裁出張所に向いて、ロシアに実効支配されている国後島を眼前にしなごら、地元の裁判所職員、調停委員とともに、標津、別海、羅臼の3つの郡の家事事件を、一手に引受け、処理しておりました。釧路家裁本庁では、少年事件を担当しておりました。家裁調査官と相談しながら、試験観察に付した少年達と、塘路湖畔で泊り込みの合宿研修を実施したこともありました。

このように、思い出深い北海道の地で、家族と子どもの問題に深い関心を寄せておられる国内外からの参加者の皆様とともに、家族法をめぐる今日的な課題を勉強する機会を得たことを大変うれしく思っております。

本シンポジウムが、皆様にとって意義あるものになることを確信しています。

有難うございました。

## 札幌会議と子どもの権利条約 —家事法制・家事実務について新しい視点を—



ローエイシア友好協会  
家族法部会長  
若林昌子

### 1 はじめに

今回のLAWASIA「第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議」に参加することができ、今までに経験したことのない充実感を覚えた。この札幌国際会議について個人的な感想の一部を報告することとしたい。札幌会議の成功は、長期にわたる準備段階、会議の運営実行における芝池俊輝弁護士をはじめとする札幌弁護士会・在京の若手弁護士の活躍に支えられた。実行委員会なども含め関与された若手弁護士の方々の活動は、新しい時代の弁護士像を目の当たりにするようであり、その貢献には頭の下がる思いであった。さらに、原田明夫会長、小杉丈夫組織委員会委員長、鈴木五十三LAWASIA会長、大谷美紀子実行委員会委員長のリーダーシップには深い感銘を受けた。個人的には、海外の参加者から公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の存在について関心を示され、大会後、オーストラリアの弁護士からFPICについて照会されるなど、今

後の展開が楽しみである。

### 2 子どもの権利条約の普遍的理念について 国境を越えた現実化へ

札幌会議の特筆すべきプログラムは、Professor Yanghee Lee (Korea) の基調講演であろう。彼女の明快な論旨のコンセプトは子どもの権利条約の基本的理念である。このような理論的成熟は、最近の韓国家事法制の革新的であることに連動するのも知れないと納得した。ハーグ条約シンポジウムも、ミラーオーダー、裁判官ネットワークについて認識を新たにした。その背景には、子どもの権利条約原則が存在すること、司法機能の国際的協働について、新しい視点を実感した。

周知のとおり、本年は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child・1989年第44回国連総会において全会一致で採択・1994年日本批准）採択25周年、日本の批准20周年の記念すべき年に当たる。札幌会議は子どもの権利条約25周年を

記念すべき会議として特別の意義を有することを参加者全員が共有できる機会になった。特に、「子の最善の利益」優先原則（3条）、父母共同養育責任・国の養育支援責務（18条）など、親の別居・離婚に遭遇する子どもに対する締約国と父母の責務について基本的理念を現実化する議論は、国境を越えた家族紛争の法的解決について問題の所在を顕在化したといえよう。例えば、国境を越えた養育費の履行確保・執行の問題に如何に対応できるか等の議論である。

### 3 国内家事法制・家事実務への新しい視点

日本法制について父母の離婚を経験する子どもの「子の最善の利益」を実現するために何が求められているのか。改めて問題の所在を痛感せざるを得ない。つまり、民法改正により協議離婚する場合、夫婦は、まず父母としての責任を果たすべく養育費・面会交流について協議することが求められ、その協議については子の利益を最優先することも求められる（民法766条1項）。ただし、協議離婚届出時の法的要件として求められるのは親権者の指定のみである（民法819条1項）。子どもは父母の離婚紛争の中で成長する。したがって、子どもの養育問題についての解決を先送りすることは極力避けるべきである。子どもの健やかな成長は父母共通の願いであり、この願いを現実化することを最優先することが求められる。

従来から、国内の議論においても、夫婦関係が破綻し別居した紛争の初期段階における対応は、先ず、行動科学の専門家・法律家・司法機関による当事者支援（相談・情報提供・ADR等）が具体的に制度

化される必要性、子どもの監護者、養育費、面会交流について優先的に、「父母間養育ルール」を協議することが制度上求められること、父母自らの意思で納得した父母間合意は、その履行率が高く、司法コストも削減できること等が指摘されてきた。

札幌会議は、これらの従来の国内における議論が正当性を有することを改めて再確認することができた。改めて、日本の家事法制、家事実務について、新しい視点から見直す機会を与えられ感慨深いものがある。

### 4 LAWASIAの存在意義—普遍的課題の共有化

今回の「家族法と子どもの権利に関する国際会議」において、アジア・環太平洋諸国の法律家が集い、参加者すべてが子どもの権利条約の示す基本理念の現実化を願い、国境を越えた問題解決ができる法制度について基本的共感をもつことができた。その根底にある中心的課題の一つは父母の離婚を経験する子どもの「子の最善の利益」の実現である。いまさらいうまでもなく、子どもは固有の権利主体であり、健やかに成長する権利を有する。子どもの健やかな成長は父母の配慮によって支えられ、それを支える公的責務の具体化が日本における緊急の課題である。

国境を越えて、すべての子どもの未来を育てるために、法律家の責務は何か。LAWASIA札幌会議は改めて家族法の国際的潮流における今日的課題、子どもの権利に関する普遍的な問題意識を認識する機会であった。すべての関係者に対し感謝すると共に、今後のLAWASIAに大いなる期待を寄せたい。

## ローエイシア札幌会議に参加して



日本ローエイシア友好協会家族法部会  
企画委員長

安倍 嘉人

この度札幌で開催された第5回ローエイシア家族法と子どもの人権に関する国際会議においては、その初日に行われたハーグ条約シンポジウムを含めて、子どもを巡る今日の様々な問題状況に対して、各国でどのような取組みが行われているか、その取組内容を充実させるためにはどのような改善工夫が加えられているかをテーマとして大変充実した議論が行われた。参加者も日本から110名を超えたばかりか外国からの参加者も60名にも及ぶなど、このテーマへの関心の高さが窺われたが、これだけの参加者との間で議論の成果を共有することができたことは、極めて意義のあることであったと思う。

その詳細は別にご紹介があると思うので、私からは、この国際会議における裁判所の関わりについて若干の感想を述べたいと思う。

この国際会議において特筆されることの1つは、子どもと親の面会交流のセッションにおいて、家庭

裁判所の勤務経験のある佐藤隆幸判事がスピーカーとして、堪能な英語を駆使しながら、日本の家庭裁判所では面会交流の任意の履行を特に重視して、調停を有効に活用し、家裁調査官の協力を得るなどしてその実現に努めている実務の状況を紹介し、質疑にも丹念に応答したこと、また、参加した最高裁判所の岡健太郎家庭局長から、民法の改正や家事事件手続法の施行に触れつつ、面会交流の事件ではこれまで以上に子どもの意思をしっかりと把握し考慮する運用に努めている、と英語で力強いメッセージが述べられたことであろう。

また、佐藤判事は、オーストラリアのメディアエイションの映像を見ながらの議論にもコメンテーターとして参加して、日本の調停の実情を紹介した上で、同席の話合いを基調とするメディアエイションと別席を基調とする従来の日本の調停を対比して、双方の経験を共有しながら、それぞれの紛争解決能力の向

上を目指すことの重要性を説いて、議論を深める上で大きな役割を果たしたことも印象的であった。

さらに、会議の初日に、札幌家庭裁判所の見学をスケジュールに組み込んで実際の施設を案内し事件処理手続の状況を丁寧に説明したことは、その後の議論の充実に寄与したばかりではなく、諸外国からの参加者に対して、日本の家庭裁判所の取組みの具体的実情を発信するよい機会となったということができよう。

今回の札幌会議の組織委員会の一員として運営に関与した者としては、このような裁判所の真摯な支援を得て、中身の濃い数々の発信をしていただき、諸外国からの参加者にも多くの感銘を与えることができたことについて、厚く感謝申し上げたい。

時あたかも、日本において子どもの奪取に関するハーグ条約が実施され、該当事案の解決を他の加盟国と共通の条約上の判断枠組みのもとで行うことが現実となった。今後日本の家庭裁判所に事件が係属すれば、同条約、同条約実施法、家事事件手続法を踏まえて、家庭裁判所の叡智を結集してその円満かつ適切な解決を図るために最大の努力が注がれることであろうと思われるが、その運用を考える上では、既に同条約案件の処理の実績を有している他の加盟国での紛争解決システムやその運用実績、積み重ねられた知見を十分参照することも不可欠なことであると考える。そして、更にその先には、日本として

も、実績を重ねていく過程で、その経験や知見を他の加盟国に提供するなどして、諸外国との議論の輪がしっかり形成されていくことも必然のこととなろう。そのような経験の双方向の交換、そして自国、他国間の作用反作用が重ねられて、ハーグ条約案件を子どもの最善の利益に適った形で解決するためのシステムが熟成されていくことと思うし、更に欲を言えば、このような経験の交換が、ハーグ条約案件の紛争解決システムのためだけではなく、子どもの最善の利益実現を究極の目標とするその他の様々な紛争解決システムにおいても広がっていくことを期待したい。佐藤裁判官のミディエイションのパネルにおける最後のコメントは、その意味で大変示唆に富んでいると言えよう。

そのように考えてみると、今回、国際会議が開催され、日本及び諸外国の裁判官を含めた実務家や研究者との間で、中身の濃い意見交換、議論が行われたことは大変意義深いことであると改めて実感している。今後も、この経験を活かしつつ引き続き、より多くの家庭裁判所の裁判官、実務家、研究者が参加する形でこのような国際会議が持たれるなど、一層密接に情報交換をし議論を交わしながら、世界の子どもたちの将来に向けた紛争解決システムの構築、改善のために知恵を出し合っていきたいものである。

## 第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議を振り返って



弁 護 士  
芝 池 俊 輝

2014年7月5日、「第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議」が3日間のプログラムを無事に終えて幕を閉じた。

このローエイシア札幌会議は、昨年3月に正式に開催が決定し、約1年4か月の準備期間を経て実を結んだものであったが、その構想自体は、2011年5月にカンボジア・シェムリアップで開催された「第4回ローエイシア子どもと法に関する国際会議」のレセプションで、鈴木五十三先生との雑談の中から生まれたものであった。

そのような成り行きもあって、実行委員会事務局長という大役を仰せつかり、慣れ親しんだ札幌の地で、170人（海外53人、国内117人）もの参加者を集めた国際会議を開催することができたことは望外の喜びである。

この会議は、オーストラリア・シンガポール・日本の弁護士とローエイシア本部の事務局で構成された（国際）組織委員会と、日本国内で組織した（現地）組織委員会及び実行委員会によって企画・運営されたものであったが、私自身は、幸運にも、それらの全てに関与する機会が与えられ、スピーカー・セッションテーマの選定から、宣伝・広報活動、関係諸

機関との調整、個別の参加者対応に至るまで、実際に多くのことを経験させていただくことができた。このような貴重な機会を与えていただいた先生方には改めてお礼を申し上げたい。

この札幌会議が成功裏に終わったのは、裏方として多くの時間と労力を割いていただいた方々と、惜しみない支援をしていただいた団体の存在があったからにはほかならない。以下では、開催地札幌での舞台裏をいくつかご紹介させていただきたい。

国内からの参加者が多数得られた最大の要因は、同時通訳者の存在である。議論されるテーマの性質上、日頃から国際的な案件を多く扱う実務家のみならず、裁判官や調停委員、国内の家事事務を専門とする弁護士の方々にも是非とも参加していただき



いとの思いから、札幌弁護士会に同時通訳に要する費用全額を負担していただいた。また、3人の通訳者には、プロとはいえ、なじみの薄い国際家族法の分野について、「読み上げ原稿はなく、当日にパワーポイントを持参され、弾丸のようなスピードで話される」という過酷な条件の中で奮闘していただいた。通訳の内容に不満の声も聞かれたが、このような事情があったことをご理解いただき、何卒、ご容赦願いたい。

言葉の壁の次に参加者に重く押し掛かったのは参加登録費の問題である。この種の国際会議としては標準的なものであったが、日本の参加者にとってはやや高額な金額設定であったため、日弁連による若手弁護士に対する補助、ローエイシア友好協会による調停委員に対する補助と並んで、財団法人札幌法律援護基金には、札幌の参加者全員に対し、参加費用の一部を補助していただいた。

そして、本会議の成功は何よりも札幌弁護士会国際室に所属する弁護士の献身的な活躍によるところが大きい。手作り感あふれる温かい雰囲気での会議は、会議運営会社では実現しえなかったであろう。ロイトン札幌及びサッポロビール園との度重なる折衝、藻岩山オプションツアーのコーディネート、昼食・ティーブレイクの買い出し・配膳、海外参加者の宿泊先手配等、まさに「黒子」として活躍していただいた札幌の実行委員には感謝の気持ちでいっぱいである。私が知る限り、これまでに札幌で法律関係の本格的な国際会議が開催されたことはなかったが、今回の経験を通して、若手の弁護士が多いに刺激を受け、実際に見て体験することによって、国際的な業務に興味を持つきっかけとなったのであれば、札幌弁護士会にとっても大きな財産になったものと思われる。

なお、後日談ではあるが、準備で最も苦慮した



のはサッポロビール園でのディナーパーティである。ローエイシア本部事務局から、ウェルカムドリンクとしてシャンパンを提供してほしいという無茶な要求が出されて真っ青になり、ジンギスカンとビールが売りのビール園で、ベジタリアンとムスリムの方々をいかにもてなすべきかと頭を抱え、予約していた会場とバスの収容人数を超えてもなお増え続ける参加登録に戦々恐々とし、札幌の実行委員は皆、パーティー当日まで眠れぬ日が続いたが、幸い、ビール園特有の雰囲気と参加者の高揚感に助けられ、大きな混乱もなく終えることができたことに胸をなでおろしたのであった。

最後に、多忙な中、挨拶に駆けつけていただいた上田文雄札幌市長、入念な準備とシミュレーションを繰り返し、万全の体制で家裁見学ツアーを実施していただいた札幌家庭裁判所、助成金に加えて、地図や飲食店ガイド等の有益な情報を参加者に提供していただいた公益財団法人札幌国際プラザ、白い恋人を参加者全員に無償で配布していただいた石屋製菓株式会社にも、紙面を借りてお礼を申し上げたい。

数年後に開催されるはずの「第6回家族法と子どもの権利に関する国際会議」が、札幌での経験を生かしてより素晴らしいものとなることを期待するとともに、その時に、札幌の地で出会った方々と再会できることを楽しみにして筆を置きたい。

## 北の大地でアットホームな家族法会議



さいたま地・家裁熊谷支部判事  
池本 壽美子

このたび「家族法及び子どもの権利」札幌大会に参加する機会に恵まれた。国内で開催される貴重な国際会議、しかも家族法部会の一員とあって、早々に参加準備はしたものの、直前に身内の不幸等変事が重なり、一時は旅行計画を全てキャンセルしただけに、一部でも参加できたことは本当に幸運であった。

関係者の言葉の端々にも上ったが、札幌は野田愛子元長官の最後の任地。私は任官以来お世話になった身であり、シドニー、サンフランシスコ等での会議にもご一緒させて頂いた。何より、ローエイシア東京大会での元気なお姿が思い出された。

本大会を一言で言えば、手作り感溢れる国際会議。札幌弁護士会を始めとする関係者一同のご苦勞は並大抵ではなかったろう。その一例は、普段着参加のディナーパーティ。ビール園で、「もうもうじゅうじゅう」の中での国際交流は初めての経験。海外では民族衣装での正装が求められることが多く（つい最近、タンザニアのテント内でのディナーでも）、重いキモノ持参をいとうた私は、羽織でごまかしてきただけに、感謝、感謝。とはいえ、歓迎レセプションでは、紹の訪問着姿の弁護士さんをお見かけした。さすが美しい。

セッションでは、近年、刑事と家事とを専らとしている私にとり有益な知識・思考方法が数多く示された。全て全体会議であり、選択の悩みがなかったのも非常に有難い。

まず、基調報告では、子どもの権利条約から25年間の歩みが分析され、刑事責任能力の引下げの動き、子どもへの死刑・無期刑の容認、戦闘への参加、婚姻最低年齢のない国など、逆行する動きに警鐘を鳴らすと共に、子どもの意思を聞き、尊重する前提として、その意思を形成することができるよう、子どもに関する手続きに間接的にでも参加させるための制度保障が、必要なこととして理解できた。次いで、シンガポールのDas弁護士から、子供の権利保護を

推進するためのSiem Reap Principlesに関する報告があった。初耳であるが、第4回大会開催地カンボジアの都市にちなむ命名である。この原則は9項目あり、子どもの意思への配慮、子どもの参加、性的搾取の禁止、売春と労働を含む全ての搾取の廃絶、施設に収容しての監護は最終手段とする、国内養子の優先、子どもに関するハーグ条約への加盟等、国単位での努力を呼びかけるものである。

子どもの誘拐と性的搾取のセッションでは、貧困から子を性的奴隷として売る家族から、インターネットを悪用しての子どもの性的虐待犯罪まで、様々な例が後を絶たない現状や、国外処罰の困難性等が紹介された。次のセッションでは、日頃財産分与や養育費算定で問題となる資産開示等について、英連邦諸国及びEUでは、制度が整い、かつ進化しており、開示命令に従わない当事者には、Adverse Inferenceで、その開示済財産の評価額を割増したり、相手方に配分する財産割合を多くするとの手法が用いられている。国外執行も容易である。

面会交流の執行についてのセッションには、長期間調停の後でも、子との面会を拒絶する監護親に、外国人非監護親から、刑務所に入れると迫られることも多い私にとり、切実な関心があった。法廷侮辱罪のあるイギリス等では、裁判所の命令に背くと罰金や拘禁刑がある。しかし、あくまでもこれは最後の手段、子の利益を守るためには、父母の感情宥和が最も重要であって、カウンセリング命令が発せられることもある。これで、日本の裁判所が間接強制までしかしてくれないと、あながち非難される筋合いではないと少々安堵した。

人の国際交流は益々盛んとなる。家族法法律家の苦悩は概ね諸国共通であり、制度の違いを超え、様々な智恵を巡らせて解決するしかない。その智恵のタネを探る場としても本会議は非常に楽しく有用であった。

## 「第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議に参加して」



弁 護 士  
水 内 麻起子

今回が、ローエイシアの家族法会議への初めての参加である。

今回の家族法の会議には、多くの外国の方が参加されていた。国際的な家族法の問題を解決するには、各国の家族法の弁護士が連携する必要があると思うので、今回の会議は、日本の参加者と海外の参加者が知り合う良い機会であったと思う。個人的にも、いろいろな国の参加者と情報交換ができ、大変勉強になった。

セッションでは、財産調査に関して、特に、国際的な条約により、外国での財産調査、執行が可能になることが必要であると思った。

また、面会交流についてのセッションでは、イギリスのスピーカーから、面会交流が正当な理由なく実施されない場合に、道路清掃などのコミュニティサービスが実施されることがあると伺い、驚いた。コミュニティサービスは、日本においても導入されれば、面会交流実施に効果があるのではないかと思った。

別のセッションで、オーストラリアの調停の様子の再現ドラマを見ることができたが、調停委員が両当事者の前でホワイトボードを用いて争点整理をしていたのが印象的であった。また、ドラマでは、同席調停が、両当事者に代理人が選任されている状況で実施されていたが、同席調停も、両当事者の言い分を同時に聞くことで、DV事案でなければ紛争の解決に役立つのではないかと思った。改めて、調停段階における弁護士の代理人の必要性についても痛

感した。

ハーグ条約関係では、イギリス、アメリカ等からの参加者の報告もあり、ハーグ条約先進諸国の実務について勉強ができ、大変勉強になった。

実行委員会に所属していたため、札幌弁護士会の若手の実行委員会の方々とも情報交換ができ、有意義だった。

全体として、3日間の短い時間のなかではあったが、とても密度が濃く、家族法について勉強ができ、貴重な経験をさせていただいて感謝している。組織委員会の方々のご苦勞のお蔭であり、ありがたいと思う。

今回の会議には、日本の裁判官もパネリストとして参加されており、日本の裁判官、調査官、調停委員など裁判所関係者も多く参加されていたと聞いている。

特に、ハーグ条約に日本は加盟したが、今後の裁判の進行、決定には裁判所のあり方が大きく関わっていると思われるので、裁判所関係者が、今回の会議で弁護士と共通認識を持つことができたことは、大きな意味があると思う。

今回勉強した内容は、広めないともったいないので、今後は、今回勉強した内容を所属の弁護士会の委員会の方々にお伝えするなどして、家族法、外国人事件に携わる地元の弁護士の方々の実務に役立てていただきたいと願っている。

第6回の家族法会議が開催される折には、また、ぜひ、参加させていただきたいと思う。

## 第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議に参加して



弁 護 士  
竹 内 千 春

ローエイシアの構成メンバーは、アジアの法曹や法曹団体が主であるが、本大会の初日にはIAML主催のハーグ条約シンポジウムが開催されたこともあって、欧米からも多数の参加があり、特に国際色豊かな大会になった。本大会には日弁連の国際室を代表して実行委員として関わったこともあり、予想を大幅に超える多数の参加者を得て、本大会が大盛況のもとに終わったことは個人的にも大変嬉しいことである。

写真は初日の歓迎レセプションでの模様。他の実行委員2名と、親交のあるイギリス人弁護士及びアメリカ人弁護士と一緒に写した一枚である。日英の夫婦間での子の監護権紛争を共同受任してもらっているイギリスの弁護士、数年前アメリカ・ミネソタ州の家族法専門の法律事務所でのインターンシップをさせて頂いた際のパートナー弁護士（両名ともハーグ条約の専門家）とはそれぞれ久しぶりの再会を果す機会となった。こうして旧交を温め、また新しい出会いを通じてコミュニケーションの輪を広げていくのも、国際会議参加の醍醐味である。

海外からの参加者に話を聞くと、東京へは何度も

行ったことがあるが、札幌は初めてという人も少なからずおり、東京とは違った日本の一面を楽しんでいる様子が見受けられた。

大会のソーシャルプログラムには、サッポロビアガーデンでのジンギスカンも用意されており、外国人のみならず、道外からの日本人参加者も、日常では味わえない地元の味覚を満喫できる絶好の機会となった。

北海道と言えば忘れてならないのは海鮮。特にこの時期の「うに」は外せない。イベント終了後、遅くから地元の寿司屋に繰り出した参加者も少なくなかったようである。

本大会の成功には、札幌開催であったこと、札幌弁護士会の実行委員の方々を中心とする、現場での緻密な準備も大きく貢献していると思われる。



## 第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議に実行委員として参加して



弁 護 士  
橘 高 真佐美

2012年7月にペナンで開催された第4回ローエイシア家族法会議のランチの際、日本からの参加者の方や、当時の会長であったシンガポールのマラシー・ダス弁護士らと同席させていただいた。次回の家族法会議は、2014年頃に北海道でできたら素晴らしいですねという話でテーブルが盛り上がっていた。その後、札幌で会議を開催するという話がどんどん具体化し、私も第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議の実行委員会の末席に加えていただくこととなった。

国際会議では、最も大切なのはもちろん会議の内容であるが、おいしい食事やサイドイベントなども、参加者の満足度にかかわる重要な要素である。札幌の地元の食事を楽しんでいただくために、ディナー・パーティーはジンギスカンと決まった。実行委員会としても、ベジタリアンの方が参加されることは想定し、ベジタリアン用メニューを準備する。ジンギスカンはラム肉だから、豚肉を避けるイスラム教徒の方でも大丈夫だろう。しかし、実際に参加申込みを受け付けるようになると、やはり想定外の事態は起こる。イスラム教徒の方から、ラマダン（断食月）期間であるため、お酒を摂取する方と同席することができないという申入れがあり、急拠、ラマダンの方専用のテーブルを設けることとなった。また、国際会議では、通常、ディナー・パーティーにはドレスアップして参加する方が多い。ジンギスカンのイメージが湧かず、ドレスアップして、気まずい思いをされる方があってはいけないと、匂いがついてもしよいカジュアルな洋服で参加するように、事前に案内をすることになった。ディナー・パーティーに限

らず、実行委員会で、参加者の方に気持ちよく会議に参加していただくために、あらゆる面で細やかな配慮がされていることに驚いた。

私は、査証が必要な国からの参加者の在外公館に対する査証申請の支援を行った。在外公館によって求められる書類が異なり、書類に不備があるとの指摘を受け、何度も書類を送り直すということもあった。書類のハンコが朱肉で押印されたものではなく、カラーコピーではないかと疑われるなど、在外公館の対応を恨めしく思うこともあった。査証を申請する参加者とも何度もメールでやり取りをする。おかげで、一度も会ったことがない参加者とある種の連帯心が生まれた。札幌で初めて顔を会わせたときには、査証が発行され、会議に参加することができて良かったと、手を取り合って喜んだ。

海外から50名以上、国内から100名以上もの参加が予定されるような規模での国際会議の裏方をお手伝いさせていただくのは初めてのことで、組織委員会の先生方や、東京・札幌の実行委員会の先生方から多くのことを学ばせていただいた。会議の内容は非常に充実したものであったが、このような国際会議を作り上げていく過程に参加することができたという意味でも、大変貴重な機会であった。



(大倉山展望台にて)

## 「ローエイシア第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議」に出席して



弁 護 士  
石 井 恵 介

### 1 はじめに

2014年7月3日（木）から5日（土）までの3日間、札幌で開催された「ローエイシア第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議」に出席した。アジア・環太平洋諸国を中心に計14ヶ国余りから180人を超える参加者が集まった。札幌弁護士会国際室員の皆様を始めとする実行委員会の準備・運営の努力により、会議は大盛況であった。

### 2 ハーグ条約シンポジウム（初日）

まず、我が国において本年4月1日に発効した国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）について、日本法下での手続や日本における支援体制の解説・紹介がされた。

次に、最近の事例として、シンガポールの裁判所がハーグ条約に基き子の返還を命じた事例（BDU v BDT [2014]SGCA 12）の紹介がされた。

事案内容は、ドイツ人の父親とシンガポール人の母親との間に生まれドイツで暮らしていた子を、母親がドイツからシンガポールへ連れ去ったところ、父親がシンガポールの裁判所に子の返還を申し立てた、というものである。シンガポールの裁判所は、両親が子の面会交流等に関する一定のアンダーテイキング（約束）が実行されることを条件とした上で、母親に対し子の返還を命じた。

命令原文はネット上に公開されており、検索エンジンに事件番号（BDU v BDT [2014]SGCA 12）を入力する等の方法により閲覧することができる

（2014年8月現在）。子の返還を命じる主文の後に、条件として双方当事者が実行しなければならないアンダーテイキングの各条項が付されている点が印象深かった。

その後、ハーグ条約所定の具体的な返還拒否事由の解説に加え、条約加盟国の法曹等で構成されるハーグ国際私法会議・ハーグ裁判官ネットワークの案内、英国でハーグ関係のADR等を取り扱っているリユナイトの紹介等があった。

ハーグ条約に基づき子が返還される場合、上記シンガポールの事案のように返還先国等における合意ないし命令内容の実現が想定される。そこで、上記海外団体等を通じて関係国の法制度や運用の概略を踏まえた上で手続を進めることが有用であろうと感じた。

### 3 家族法と子どもの権利に関する各セッション（2日目・3日目）

人身売買・子の性的搾取に関するセッションでは、ソーシャルメディア等を通じて子どもが性的搾取の危険に晒されていること、その背景には、一定の地域では貧困により両親が子どもを差し出さざるを得ない状況や売春観光が当該地域の経済に重要な貢献をしている実態があること等の紹介がされた。当該紹介を踏まえ、我々法曹ができることとして、国内外の告発・通報制度の活用や性的搾取の主権者に対する損害賠償請求の支援をする、といった方法の可能性について議論がされた。

離婚事件を対象とした財産の調査・開示に関するセッションでは、各国における財産開示に関する制度紹介がされ、国際離婚事案において、相手国の司法手続によった場合であっても、相手方の財産状況を漏れ無く正確に把握することは難しいという感想が共有された。

難民・非正規滞在者と子どもの権利に関するセッションでは、米国・日本・オーストラリアにおける難民・非正規滞在者と子どもの権利の確保・実現状況の紹介があった。

移動の自由に関するセッションでは、一般論として、別居後の子どもの監護権は現に子どもと同居している親に認められる可能性が高く、非同居親に認められる場合は子どもが現所在地の環境にとけ込めてない場合等であること、南半球国と北半球国は夏休みの時期が異なる為夏の長期面会交流の実現が難しいこと、日本の夏休みは他国に比して短い為国際離婚において他国で長期間過ごすことは難しいこと等の議論がされた。

イスラム家族法（シャリア）に関するセッションでは、シャリアにおいて一夫多妻制は認められているが一妻多夫制は認められていないこと、一夫多妻制において夫は妻を平等に扱う義務を負うこと、シャリアにおける結婚とは夫婦間の契約と位置付けられており、一方の契約違反について、他方が履行請求や契約解除（＝離婚）を求めるといった概念の紹介があった。例として、夫は妻に対する扶養義務を負うところ（逆はなし）、夫に義務違反が認められ妻からの履行請求に応じない場合、妻は離婚を要求することができる、という紹介がされた。

デジタル社会及び実社会における子どもの権利に関するセッションでは、子どもを被害者とするサイバー犯罪やネットいじめが世界中で発生していること、ネットいじめを抑止するための各国における取り組みの紹介がされた。

離婚・別居後における親子の面会交流に関するセッションでは、各国における面会交流方法の決定手続や面会交流支援制度の紹介（決定内容に違反した場合のペナルティや支援団体の紹介等）があった。

養育費・婚姻費用等の執行に関するセッションでは、外国で得られた養育費・婚姻費用等に関する判決・決定について、各国における執行方法、具体的には、当該判決・決定の承認執行の可否、認められない場合は執行国の法制度を通じた実現方法の紹介がされた。

最後に、国境を超えた面会交流に関する模擬調停のビデオ上映がされた。事案としては、離婚したオーストラリア人父親と日本人母親の間に二人の子がおり、日本人母親が、自らの母親の介護のため子を伴い日本に帰国することを希望するも父親が強く反対している、という状況下で母親から調停が申し立てられたというものである。結果、下の子が幼年（生後18ヶ月）であることに鑑み、母親の帰国時期を2年後とすること、及び、18ヶ月後に具体的な面会交流の方法について再度調停を行うこと合意し、調停成立となった。終局的な合意ができない場合であっても、その時点で調整可能な事項を顕出し合意することで、一歩前進した点が印象に残った。

#### 4 おわりに

以上のように、会議では家族法と子どもの権利に関する各国の法制度や社会状況の紹介や議論がされ、大変充実したものであった。

私自身、本会議を通じて、我が国のみならず世界各国において家事事件の第一線で活躍する法曹と交流することができた。参加者の皆様は、自らの能力を自国のみならず世界各国において役に立てたいという思いを有していた。

私の所属する沖縄弁護士会では、本年4月よりハーグ条約事件の対応（弁護士紹介・ADR事業）を開始しており、国際家事事件対応に注力している。本会議の内容や各国法曹との交流結果を、弁護士会内で共有することにより、私のみならず、同会における国際家事事件の処理の充実につなげたいと考えている。

最後に、本会議の準備・運営に携わった全ての方に厚く御礼を申し上げ、本稿の結びとさせていただきます。ありがとうございました。

## 人と会う



弁 護 士  
本 多 広 高

ローエイシア札幌大会の前日2014年8月3日には、昼には、札幌弁護士会館にてIAMLによるハーグ条約シンポジウム、夜には、ロイトン札幌にてウェルカムレセプションがありました。いずれも参加者のほとんどが参加していたように思われます。

レセプションは、立食形式で、カクテルなども提供されていました。各国からの参加者と交流をはかる貴重な機会でもありましたし、日本からの参加者でも初めてお会いする方もたくさんいらしてそのような方にお目にかかるまたとない機会にもなりました。

大会初日7月4日の夜には、サッポロビール園にて、ウェルカムディナーがありました。当職は、サッポロビール園に行くのははじめてであり、札幌でサッポロビールを飲むという味な企画には喉が鳴る思いでした。大会の会場となったロイトン札幌ホテルとサッポロビール園とは距離が離れているからバスで移動する必要がありました。バスの手配や参加者の誘導などを実行委員会のメンバーが手際よくされていました。当職は先発のバスに乗車しましたが途中で札幌オリンピックのジャンプ台あとも見物いたしました。

煉瓦づくりの建物に入るとラム肉食べ放題サッポロビール飲み放題というコースが用意されていました。実行委員会の札幌弁護士会国際室の先生方には感謝しきれません。2年前にダブリンでギネスを飲んでからスタウトが好きになったのですが、エビスのスタウトを飲むことができて幸運でした。国際会議らしくベジタリアン席もありました。

このディナーではオーストラリアからいらした家庭裁判所の裁判官の方と家裁実務から英語の手紙の書き方の昔と今といった話まですることができて大変楽しく過ごしました。オーストラリアは暑いけれども、ニュージーランドは気候がよくて羊がrelax

しているから肉がおいしいそうです。よってこの日はニュージーランド・ラムであると判明しました。

大会2日目5日の夜には、藻岩山へのオプション・ツアーに参加しました。ロープウェイとケーブルカーにて山の頂上に登り夜の札幌を一望できるという場所です。これまた参加者分の切符の手配を札幌弁護士会国際室の先生方がされていてその手際よさにはほれほれといたしました。藻岩山の頂上にはカップルないしパートナーがたたくとよいという鐘がありました。これは、法律事務所のパートナーと一緒に叩いてもよかったのかもしれない。

当職は、日弁連のある委員会の委員として、海外の法曹団体に依頼すべき事項があったのですが、この大会期間中に知り合った弁護士の先生に直接お話ししたところ、国際的にも重要な問題であるということで、協力をしていただけることとなりました。実際に、その後、2週間ほどして、その法域の弁護士会からご協力をいただくことができて、大変にありがとうございました。

この大会3日間をとおして、「その地の法曹と会うとその地の法がよくわかる」という気がいたしました。



## 我が国の製造業の将来



日本ローエイシア友好協会常任理事  
ローエイシアビジネス法部前部長  
鈴木 正 貢

我が国の製造業は空洞化したと言われてから久しい。空洞化現象とは要するに日本に所在する工場での製造が行われなくなり、中国その他日本よりも安いコストで製造できる国で製造されるようになったことを意味する。

それでは、我が国の製造業は成立し得なくなったのであろうか。答えは否である。我が国の製造業は中小から大企業に至るまでのその業態に変更を加えながら立派に存続しているのである。

私は昨年ローエイシア・ニューズレター28号(2013年8月)で、我が国の製造業の将来は、日本で製造された製品の輸出の増強策をいかに講じるかにあるのではなく、先進国・新興国を問わず、世界の市場と日本の市場とを一体化したグローバル市場と捉え、可能な限り製品・サービスの研究開発、製造販売、人材育成等の現地化を追求して行くことに見出すべきであろうと述べた。

そこで本稿では、我が国の製造業が具体的にどのような対応策を講じて製造業を維持発展させる努力をしているかを概観してみたいと思う。

第一には、製造コストの削減についての努力である。

建設機械製造大手のK社は、建設機械部品の現地調達率を50%に高め、部品調達コストを2016年3月期までに4%減らす計画とのこと。部品の調達コストは製造原価のほぼ8割を占めると言うからこの計画が実現すれば、大変な製造コスト削減に寄与する

ことは間違いない。但し、現地調達と言っても全ての部品が日本以外の現地で調達できるわけではない。K社の場合、油圧システムや変速機等基幹部品は、これまで通り日本で生産するとのこと。即ち、K社の中国工場で製造される建設機械に使用される部品のうち油圧システムや変速機は日本の部品メーカーが製造したものをを使うがその他の部品(特に板金部品)は中国からの調達を拡大することである。更に、この現地調達の部品をK社の他国(ドイツや米国)の工場へも送ることでK社全体の大幅な製造コスト削減が可能になるとのことである。

自動車メーカーのH社は、国内の自社工場に小型車の効率的な集中生産を可能ならしめる最先端の生産技術を導入することで製造コストを削減し、国内生産の維持を図っている。

先端技術の導入で生産工程をコンパクト化し、自動化することで、塗装ラインや組み立てラインの大幅な製造コスト削減が可能となった。この種製造コスト改革策は国内生産の維持に寄与するのみならず、H社が予定しているメキシコ工場やタイ工場にも順次導入すること。現地調達部品の拡大策と共に製造コストの削減に大いに寄与すると思われる。ついでながらH社は国内生産を予定している新型小型車の海外部品調達率を現行の2倍に引き上げ、中国を始めとする海外の部品メーカーに一括発注するなどして、部品の集中生産を行い、抜本的なコスト削減を見込んでいるようである。

一寸違う角度から部品の製造コスト削減を計る動きとしてT社N社H社など国内の自動車・二輪車メーカー14社による「国際標準検討会」の設立を挙げなければならない。これまでは各社独自仕様で設計し、下請けメーカーに発注してきたが、汎用性の高い部品や部材の仕様を業界全体で統一することによって生産コストの削減を計ろうとするものである。この仕様統一の動きは部品の生産コスト削減のみならず、新部品の開発研究コストの削減を導き、技術の標準化にまで発展する可能性がある。

産業用ロボットメーカーのY社は、製造工程の70%を自動化出来る産業用ロボットの新型機を開発し、同時に各国の規格対応のコントローラーも準備することで世界同時発売を可能にすることが報じられている。製造工程のロボット化は、ロボットメーカー以外の製造業全般にとって製造工場の省人化・製造コストの削減策の最たるものである。

更に航空機用部品については、三菱重工業名古屋誘導推進システム製作所の協力会社約10社が共同で国内に航空機用エンジン部品の新工場を建設し、共同工場部品の一貫生産体制に持って行くことが報じられている。

第二には、新技術・新製品の研究開発努力である。

近時、デジタル設計図を基に層を重ねて立体物を作る「3Dプリンター（印刷機）」の利用によって、我が国の中小部品メーカーが下請け部品メーカーとして生き残りを図ることが可能となる。但し、この分野は米国が自国の製造業復活の切り札として位置付けて、既にスタートしており、航空機に搭載される主要部品や家電製品の部品の製造に使われることや、世界の工場と言われている中国が3Dプリンターを国産していることが報じられている昨今においては、我が国の製造業にとり強力な競争に曝される分野ではある。

もう一つは、台湾のH社のケースであるが、日本国内の優秀な技術者を採用し、技術力の高い日系の材料・装置メーカーとの協業関係を深める為、日本のメーカーであるS社と共同で有機エレクトロルミネッセンス（EL）ディスプレイの要素技術開発拠点を日本に新設した例である。従来にも増して他国が

真似できない高度な日本の技術者を得られるか否かが鍵である。一寸変わったところで、我が国の大手の製造業である東芝が休止中のフロッピーディスクの工場の一部を活用して、レタスやホウレン草等の無農薬野菜を栽培し、本年9月末に出荷予定であることが報じられている。

これらの他にもトヨタ、日産、三菱、ホンダと言った複数の日本の自動車メーカーが燃料電池や蓄電池の研究開発に昨年度より二桁伸ばす投資を行っていることや、T社が航空機部品の製造コストを半減する新システムの開発に着手したことが報じられている。

第三の点は我が国の製造業が挑戦している製造に従事する労働人口の減少を補う為の対応策である。

政府の産業競争力会議に於いて、製造業で外国人労働者を受け入れる技能実習制度について、優秀な実習生は最長3年の期間延長を認めるという具体策が検討されている。この技能実習制度により日本に在留している外国人は約15万人にも及び、実際上は人手不足の製造現場を支える労働力となっている。因みに、国内企業で働く外国人労働者は2013年10月現在で過去最多の71万7,504人と言うことである。

この他にも工場労働者の定年制を廃止したり、定年に達した後も雇用を継続出来るようする等、労働法の改正による対応がなされている。しかし、このような対応策も少子高齢者が常態化している我が国にあっては国内生産を回帰させるための抜本的な対応策にはなり得ないと思われる。

第四に最近見られる現象として大手製造業の国内に於ける設備投資の増大傾向である。まず電子部品大手の日本電産が計画している前期比37.5%増のモーター設備増強であり、同じく村田製作所による表面弾性波フィルターの2ヶタ能力増強投資計画である。この他にも日立製作所、東芝、パナソニック、コニカミノルタと設備増強の計画があり、食品の味の素、住宅設備のLIXILグループ、薬品の武田、アステラスと続く。これら企業の設備投資を後押しするものとして、政府が設備投資額の3分の2を補助する「新ものづくり補助金」制度や、「生産性向上設備投資促進税制」が大いに機能しているものと思われる。

## 会員総会・理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会及び第44回定時会員総会は、去る5月20日午後2時より、東京都千代田区霞ヶ関の東海大学交友会館諏訪の間において開催された。（出席理事及び会員数21名）

同総会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案通り承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当役員より報告ならびに説明がなされた。

- 1 平成25年度事業報告及び収支決算案承認の件
- 2 平成26年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 3 役員改選及び選任の件（任期満了につき）  
谷川 久氏（辞任）の他、全員再任
- 4 ローエイシア執行委員会報告の件
- 5 第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議（本年7月3日～5日、於 札幌）の件
- 6 ローエイシア第27回バンコク大会（本年10月3～6日）  
他、本部活動への参加協力の件
- 7 家族法部会の活動の件
- 8 ニュースレター発行の件



〈会員総会・理事会の様相（5月20日、於 東海大学交友会館）〉

## 次回のローエイシア大会

●第27回ローエイシア年次大会  
2014年10月3日～6日、於 バンコク  
lawasia@lawasia.asn.au

### ★訃報

谷川 久前常任理事ご逝去（6/29）  
謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 会員の状況

（平成26年3月31日現在）

個人 A 会員	129	
個人 B 会員	75	
法人 A 会員	6	
法人 B 会員	16	（計 226）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）  
年会費 15,000円

個人 B 会員（当協会会員資格）  
年会費 5,000円

法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA  
ビジネス法部会会員）  
年会費 45,000円

法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）  
年会費 33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

## 【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成26年5月20日現在）

顧問	安倍 嘉人	元東京高等裁判所長官 弁護士
	小野 昌延	日本法律家協会会長
	千種 秀夫	早稲田大学名誉教授
	土井 輝生	弁護士
	長島 安治	元京都大学法学研究科教授
	中川 英彦	元最高裁判所長官
	三好 達男	弁護士
	柳田 幸重	九州大学名誉教授
会長	原田 明夫	元検事総長・弁護士
副会長	小杉 丈夫	弁護士
	石川 正	弁護士
	鈴木 五十三	弁護士
常任理事	小原 正敏	弁護士
	鈴木 正貢	弁護士
	熊倉 禎男	弁護士
	内田 晴康	弁護士
	堀 裕	弁護士
	姫野 春一	事務局長
理事	堀田 眞哉	最高裁判所事務総局秘書課長
	名取 俊也	法務省大臣官房秘書課長
	赤根 智子	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原 佳子	弁護士
	市毛 由美子	弁護士
	大谷 美紀子	弁護士
	川村 明	弁護士
	小泉 淑子	弁護士
	澤井 英久	弁護士
	高谷 知佐子	弁護士
	畑口 紘	弁護士
	松崎 隆	弁護士
	森 伊津子	弁護士
	森 島 昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田 和彦	弁護士
	若菜 允子	弁護士
	若林 昌子	前明治大学法科大学院教授
監事	青山 善充	明治大学法科大学院特任教授

## 編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

本号は、去る7月3日～5日、札幌において開催された「第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議」の参加報告を中心に構成しました。原稿整理の段階で、日本における国際会議開催に向けた水面下での並々ならぬご苦勞が伝わってくる原稿に接し、思わず“お疲れ様でした”と呟いた。

尚、本号は、従来の「日本ローエイシア協会」の規約を改正し、現在の「日本ローエイシア友好協会」の発足を機に、第1号を発刊（1996年12月）して以来、通算30号となりました。今後とも内容の一層の充実のため、会員の皆様の積極的なご協力のもと、編集体制を整えていく所存です。

（事務局長・姫野春一）

## 日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032

JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内

TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545

E-mail : lawasia@ibltokyo.jp